

新型コロナウイルス感染症への対応のため、免許状更新講習の実施に当たって、①対面式講習について通信式講習として実施することの手続きの特例、②通信式講習の履修認定試験について郵送により実施することを認める特例の期間の延長等の通知です。

2 教 教 人 第 9 号
令和 2 年 4 月 2 8 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長 殿
各 文 部 科 学 省 独 立 行 政 法 人 の 長
各 文 部 科 学 省 国 立 研 究 開 発 法 人 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳 澤 好 治
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の
実施方法の特例等の延長及び拡充について (通知)

免許状更新講習の実施方法の特例等については、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について (通知)」(令和 2 年 3 月 3 1 日付け元教教人第 5 0 号)で示しているところですが、その後、緊急事態措置の対象が全国に広がったことなど新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、令和 2 年 6 月 3 0 日までに更新講習の認定申請を行ったものについては、令和 3 年 3 月 3 1 日までの特例の適用を認めることとします。併せて、履修認定試験の実施に関する特例を拡充することとします。(詳細は別紙 1 及び別紙 2 参照)

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL 03-5253-4111 (内線3572)
e-mail menkyo@mext.go.jp

(別紙1)

対面式免許状更新講習の実施方法の変更に関する手続きの特例について

令和2年3月31日

令和2年4月28日一部改正

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する対面式免許状更新講習のうち、令和2年6月30日までに更新講習の認定申請を行った免許状更新講習については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

（講習実施形態の変更）

対面式講習として認定を受けた講習について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること（テキストのみの学習による実施形態への変更は不可）

○変更する実施形態の例

- ・インターネットによる受講者限定のWEB配信を用いた講習
- ・テレビ会議システムを用いた同時双方向型の遠隔授業による講習
- ・DVDやブルーレイ等の記録媒体に録画した動画を用いた講習

（変更の周知）

講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、当該申込者に対し適切に連絡を行うこと

3. 文部科学省における周知

上記2により変更を行った場合は、文部科学省ホームページで既に掲載している講習一覧において、変更があった講習の講習概要の文末に「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講習の実施方法を変更しています。詳細は本学（本教育委員会、本法人）のホームページを参照してください。」と一律に記載し、実施方法の変更があった旨を周知する。

(別紙1別添)

講習管理番号: K0000000-0

(様式第10号)

免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長

〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号		認定回	領域
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

○変更理由

--

○講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新	旧
講習実施形態		
試験の方法		
試験の際の本人確認の方法		

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

○上記以外の変更の有無

有・無	
-----	--

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。



免許状更新講習開設変更届

文部科学大臣 殿

令和 年 月 日

〇〇大学 学長

〇〇 〇〇

この度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の免許状更新講習の講習実施形態等を変更したいので、届け出いたします。

記

開設講習名			
認定番号		認定回	領域
開設者名			
氏名	Tel	Fax	
所属	E-mail		

〇変更理由

文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について」(令和2年3月31日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知)において認められる次の方法により講習実施形態等を変更するため。

(講習実施形態)

対面式からWEB配信を活用した通信式へ講習の実施形態を変更。配信の際は閲覧パスワードを発行し、受講者しか閲覧できないようにする。閲覧パスワードは、本学から受講予定者に対し、メールにて送付するものとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行う。

(試験の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。

〇講習実施形態、試験の方法、試験の際の本人確認の方法の変更

変更内容	新	旧
講習実施形態	インターネット	対面式
試験の方法	その他 郵送試験	筆記試験
試験の際の本人確認の方法	その他 受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行う。	

※「試験の方法」を変更する場合、免許状更新講習認定申請等システムの同項目においても、同様の内容を入力してください。

〇上記以外の変更の有無

有・無 無

文部科学省：インターネットによるWEB配信を活用とした方式のほか、テレビ会議システムを用いた同時双方向型の遠隔授業による講習や通信教育によるDVD等を活用し、動画を閲覧する方式も可

※有の場合は、免許状更新講習認定申請等システムにおいて、該当の項目に関し入力してください。

(別紙2)

通信式免許状更新講習における履修認定試験の実施に関する特例について

令和2年3月31日

令和2年4月28日一部改正

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 通信教育・放送・インターネット等を活用した通信式免許状更新講習のうち、令和2年6月30日までに更新講習の認定申請を行った免許状更新講習の履修認定試験については、令和2年度免許状更新講習の認定申請等について（令和元年10月25日付け元教教人第25号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

(試験の方法)

講習開設者から受験者へ試験問題を郵送により送付し、受験者から講習開設者へ解答を郵送により返送する方法で試験を行うこと

なお、試験問題の送付に当たっては、講習開設者のホームページに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載するなど、受験者のみが試験問題を入手できる方法についても認めること

(試験の際の本人確認の方法)

受験者が登録した住所に、講習開設者が試験問題を郵送により送付するとともに、解答を受験者本人が自署により行うこと

なお、試験問題の入手方法に当たっては、講習開設者のホームページに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載する方法についても認めること

3. 上記2の方法により試験を行うこととした場合には、決定後速やかに変更届を提出すること。